

令和2年6月24日

保護者 様

東大和市教育委員会

令和2年度就学援助費申請について

日頃より、学校教育行政へのご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
市では公立小・中学校に在学する児童・生徒の保護者（東大和市在住の方）で経済的理由により就学させることが困難な場合に、学用品費や給食費等の一部を援助する就学援助費制度を実施しています。この制度につきましては、例年4月に申請用紙を学校を通して保護者へ配布させていただき、市へご申請していただいております。就学援助費認定者は、申請した月分から支給対象となるため、例年4月中の申請をご案内しています。

4月にマチコミメールにてお知らせしましたとおり、市ホームページにて掲載しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、受付期間の延長と家計急変者の対応について下記のとおりとさせていただきます。期限が近付いていることから、希望される方はお早めにご申請していただきますようお願いいたします。

記

1 土曜開庁について

土曜開庁 6月27日 午前8時30分～正午

場所：市役所1階市民ロビー 銀行窓口前

2 4月分の申請受付の延長について

6月30日（火）までに受付した申請については、4月分として受付させていただきます。（4月30日（木）現在で東大和市にお住まいの方）

※申請には添付書類が必要になります。詳細につきましては、お配りさせていただいた申請書をご確認ください。申請を受付後、前年の収入等の審査をさせていただきます、基準額以下の場合認定となります。

3 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変者について

新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変し、前年より著しく収入が減少した場合、証明書等をご提出いただき、現に生活状態が困窮していると確認できれば認定となる場合があります。詳細につきましては、下記問合せ先までご相談ください。

（問合せ先）

東大和市役所 042-563-2111

教育総務課学務係 内線 1521・1522